

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結した箕面市立障害者自立支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者に関する協定及び箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書について、次のとおり変更協定を締結する。

第24条第1項を次のように改める。

第24条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの経費については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

期 間	指定管理料
平成22年4月1日から平成23年3月31日	52,087,000円
平成23年4月1日から平成24年3月31日	52,087,000円
平成24年4月1日から平成25年3月31日	52,087,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	50,783,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	50,783,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	50,783,000円

第25条の表を次のように改める。

施設名称	支 払 月	指定管理料	備 考
あかつき園	4月	6,347,880円	前金払い
	10月	6,347,870円	同上
ワークセンター ささゆり	4月	19,043,630円	同上
	10月	19,043,620円	同上

箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書1. 業務の細目等（1）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、⑧を削り、⑨を⑧とし、⑩を⑨とし、⑪を⑩とし、同項（2）中⑦を削り、⑧を⑦とし、⑨を⑧とし、⑩を⑨とし、同項（3）中⑥を削り、⑦を⑥とし、⑧を⑦とし、⑨を⑧とし、同項（4）⑤の次に次の一号を加える。

⑥農園の管理

ア 敷地内の農園について、適正に管理し生産活動等において有効活用すること。

箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書2. 人員体制①中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎



乙 箕面市瀬川三丁目3番21号

社会福祉法人あかつき福祉会

理事長 永田吉治

